

政策整理番号 9

評価シート(A) (政策評価:政策を構成する施策の評価)

対象年度	H18	作成部課室	環境生活部 環境対策課	関係部課室	環境生活部 廃棄物対策課
------	-----	-------	-------------	-------	--------------

A-1-1 政策と施策の関係・施策の体系

政策名	環境負荷の少ない地域づくりの推進	政策番号	1 - 3 - 2
-----	------------------	------	-----------

政策概要 良好な生活環境を維持するため、事業者の事業活動や県民の生活活動に伴い発生する大気汚染物質や水質汚濁物質等の抑制に努めます。

施策番号	政策を構成する施策名	政策評価指標	達成度	社会経済情勢を示すデータの推移
	施策の概要			
1	大気環境の保全 安全できれいな大気環境を維持するため、事業者や県民の活動に伴い発生する大気汚染物質の抑制に努め、環境基準の達成を目指します。	窒素酸化物排出量(自動車からの)	...	県内低公害車数 低公害車普及率 H15年度 135,542台 13.3% H16年度 184,921台 18.0% H17年度 233,988台 22.9%
2	河川や湖沼、海等の水環境の保全 安全できれいな水環境を維持するため、河川や湖沼、海等の公共用水域などの環境基準や農薬の水質目標値等の達成を目指します。	公共用水域(河川・湖沼・海域)の水質	A	該当なし
3	土壌汚染や地盤沈下の防止 土壌の汚染に係る環境基準の達成と、地盤沈下の未然防止並びに進行の抑制を目指します。			
4	騒音や振動の防止 地域の静かな生活環境を維持し、騒音や振動がない快適な暮らしができるよう、事業者や県民の活動に伴い発生する騒音や振動の防止対策を推進します。			
5	悪臭の防止 さわやかな大気環境を維持し、地域の快適な暮らしができるよう、事業者や県民の活動に伴い発生する悪臭の防止に努めます。			
6	ダイオキシン類やPCB廃棄物等の化学物質の低減及び適正処理の推進 ダイオキシン類、PCB廃棄物や環境ホルモンなど環境リスクのある化学物質の低減と適正処理の推進を目指します。	ダイオキシン類排出量(一般廃棄物焼却施設からの)	A	宮城県内の大気環境中におけるダイオキシン類の濃度(単位 pg-TEQ/m3) H15 0.043 H16 0.031 H17 0.025(環境基準 0.6) 宮城県内における一般廃棄物の焼却処理に伴って発生するダイオキシン類の排出量(単位 g-TEQ) H16 0.40 H17 0.47
7	環境負荷を減らす仕組みづくり 良好な生活環境を維持するための規制措置などを行うとともに、県の試験検査機関等で各種の調査研究を推進します。			

政策評価指標の達成度:A(目標値を達成している)、B(目標値を達成していないが、設定時の値から見て指標が目指す方向に推移している)
 C(目標値を達成しておらず、設定時の値からみて指標が目指す方向と逆方法に推移している)
 ... (現状値が把握できない等のため判定不能)

政策評価指標の詳細は各施策の「政策評価指標分析カード」を参照してください。

A-1 施策群設定の妥当性

課題有

【評価の根拠】 各施策が政策の目的に沿っているか、社会情勢から見て必要か、重複や矛盾がないか
 ・環境負荷の少ない地域づくりの推進は、県民の生活活動や事業者の事業活動を通して、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、地盤沈下、騒音・振動・悪臭などの公害を未然防止し、また、改善を図り、環境に対する負荷を軽減しようとするものである。各施策についてはこの政策目的に沿ったものであるが、「環境負荷を減らす仕組みづくり」については、施策分野において仕組みが異なり、施策分野を横断した政策評価指標の設定が困難なので、将来ビジョンにおける施策展開においては各施策に含めて評価する方向での調整が必要である。

A-2 政策評価指標群の妥当性

政策評価指標については「政策評価指標分析カード」もご覧ください。

概ね適切

【評価の根拠】 各政策評価指標は施策の有効性を評価する上で適切か
 ・3つの指標ともに施策の有効性を把握する上で効果的な指標である。
 ・しかし、窒素酸化物が一般県民にはなじみがなく、施策の効果を県民が理解する上で分かりにくいという短所がある。

A - 3 施策の有効性 概ね有効

施策番号	施策の有効性	【評価の根拠】 「政策評価指標の達成度」及び「社会経済情勢を示すデータの推移」から見て施策が有効か
1	概ね有効	・現時点では平成18年度末の政策評価指標の現況値を把握できないため、達成度は「判定不能」であるが、低公害車の普及が進んでおり自動車由来の窒素酸化物排出量は減少していると考えられるため「概ね有効」と判断する。
2	有効	・政策評価指標である公共用水域の水質は、目標値を達成している。従って、施策は有効である。
3		
4		
5		
6	有効	・宮城県内における一般廃棄物の焼却処理に伴って発生するダイオキシン類の排出量は、目標値を大幅に下回っており、その後も維持されていることから、施策は「有効」と判断する。
7		
政策全体	概ね有効	・目標値を達成している施策及び平成18年度末の達成度は把握できていないものの、改善の方向にあると考えられる施策であり、概ね有効と判断する。

A 政策評価(総括) 概ね適切

【評価の根拠】	A-1, 2, 3を総括し政策を総合的に評価 ・当該政策に関し、施策群設定の妥当性には課題があるものの、政策評価指標群の妥当性、施策の有効性から判断し、概ね適切である。
【課題】	この政策(各施策)における今後の課題等を記載 ・「施策群設定の妥当性」欄に記載したとおり、施策の設定において、今後の見直しが必要と考える。